

表75 竹野村工業戸数調 (『竹野村議事録』)
工業 (石工、大工、木挽、桶工、鍛冶等)

年度	竹野村工業戸数
明治25年	34 戸
明治33年	69 戸
明治38年	138 戸
明治41年	126 戸
明治44年	127 戸
大正13年	45 戸

(6) 工 鋤 業

青井の 竹野海岸の青井から産出する凝灰岩は加工しやすいので、昔から五輪・石仏・石灯ろう・墓石切り 石・石段・家屋の土台やかまどなどを加工生産した。この青井産の石材および加工品を広く売

りさばいたのは、竹野村の石船業者であったといわれている。青井の石切業者と石船業者は、どちらも竹野村の者で、明治三十年(一八九七)代の石船最盛期には、三七艘さうの石船があったという。このころの石切従事者の数は判明しないが、竹野村工業従事戸数は表75の通りである(『竹野村議事録』)。

石船は三〇石積ほどの帆船で、東は敦賀(福井県)、西は隠岐・石見(島根県)方面まで青井産の石材や石材品を売るとともに、次の航海のためにその注文を受け、帰りの航海には、それぞれの土地の産物を買ひ、港々でこれを売りさばいた。この両者のつながりによって明治年代には青井の石切産業は繁栄した。同四十四年(一九一一)、国有鉄道山陰線が開通してからは石船業者は年とともに減少し、石材についても凝灰岩よりも堅く美しく霜崩れのない花崗岩などに押されて、需要は減少したが、建築石材の生産は続き、大正十三年(一九二四)の『竹野村事務報告書』には、「工業従事戸数四十五戸あり、その主なるものは青井石切業なり」とある。

同十四年(一九二五)の『事務報告書』には、

工業として見るべきものなし、工産物として見るべき青井石切産額左の如し。

建築用石材 一九、二八四才 一四、四六三円

その他石材 約 五〇才 五〇〇円
とある。

昭和年代になってからは、建築用石材に代わってセメントが多く用いられるようになり、石材の需要はさらに減少したが、同九年（一九三四）の大水害後の堤防などの復旧工事には、積石用として青井産の切石が多く使用された。このために切石の生産量は表76の通り増加したが、安値のために廃業する者は年々増加し、同三十五年（一九六〇）ごろには衰微した。

紙すき 竹野川の流域の山野には和紙の原料となる雁皮がんびや楮こうぞが自生しており、古くからの村でも冬季農閑期の副業として紙漉しぼを行

なってきた。

『須野谷村産物報告書控』（同・前掲）の中に、「中紙六荷」の生産記録があり、また同六年（一八七三）鬼神谷村『諸職人書上帳』（表77）には、「農業の外紙すき二戸」の記録がある。明治の初期ごろには農山村の冬季副業として楮・雁皮・三叉を原料として、紙漉しぼが行なわれたが、機械文明の急速な進展によって、安い洋紙に押されて手漉和紙の需要は減り、障子紙・傘紙・提灯紙ちようちんとして使用される程度になり、その生産者は激減した。

この状態を、大正十四年（一九二五）の『奥竹野村事務報告書』には、次のように記してある。
各部落共、冬季中ノ副業トシテ相当従事セルモノアリタルモ、現在ニテハ二部落八戸迄ノ業衰エタリ、

表76 昭和年代の青井石材生産量（『竹野村事務報告書』）

年 度	従事戸数	年 産 量	価 格
大 正 14 年		19,334 才	14,963 円
昭 和 2 年	13 戸	17,142 才	12,000 円
〃 5 年	16 戸	3,250 才	1,325 円
〃 11 年		28,830 才	3,648 円
〃 12 年		44,833 才	4,483 円
〃 14 年		30,870 才	4,630 円

僅^{ワスカ}ニ昔日ノ面影ヲ残スノミ。

原因種々アリトイエドモ、就^{ナカシズ}中純和紙トシテ楮^{コウジ}原料ノモノナルモ、種々混合物ニヨリ、横、縦ノモノ顕^{アワ}ワレ、生産費ト価格ノ均衡ヲ失シ、収支償^{ツク}ワザルニヨルモノナリ。

前記「二部落」とは二連原と小城である。この両村落ではその後も障子紙・傘紙の生産が続けられたが、その数は年々減少し、昭和三十五年（一九六〇）ごろにはなくなつた。

美含鉱山 明治時代に日本の鉱山王といわれた『古川市兵衛翁伝』には、「輕

二十年中天井^{なかくてんじやう}銀山（福井県）、仙翁^{せんのう}銀山（福井県）、弘仙銀山（兵庫縣美含郡奥

佐津村）、美含銀山（兵庫縣美含郡中竹野村）、水沢銀山（秋田県）を經營した。当時水沢と美含銀山は非常な好況であつたから製鍊する暇がなくて、はじめのころは、これらから出る鉱石をドイツ国へ輸出した」とある。

美含銀山の主要採掘地は、中竹野村鬼神谷字引谷で、明治時代に銀鉱脈を露天掘りした跡（延長約百二十メートル、幅約七メートル、深さ五メートル一〇メートル）があり、その下には坑道もあつたが、今は危険防止のために坑口は閉鎖されている。鬼神谷の鎮守、八幡神社の境内には、美含鉱山の安全を祈願した山神社の社殿跡があり、明治二十六年（一八九三）に鉱山従事者品川伊助、内田惣左衛門外五十数名の氏名を記した寄

表77 明治6年鬼神谷村諸職人書上帳

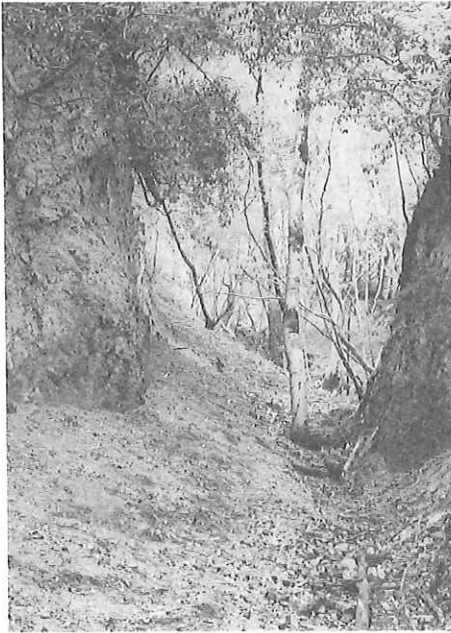
農業の外、紙すき	2 人
〃 家根屋	2 人
〃 糝屋	1 人
〃 柚木挽	2 人
〃 板木挽	2 人
〃 炭焼	3 人

付札が八幡神社にある。

『中竹野小学校沿革史』には、

明治二十八年四月二十五日、生徒一同ヲ率^{ひき}キテ鬼神谷鉱山へ運動ヲ催ス、午前十時到着ス、鉱山ニテハ大ニ之レヲ歓迎シ、役員ハ親切ニ先導シテ採掘ノ鉱洞ヨリ工場百般ノ機械ヲ縦覧セシメ、一々之レニ説明ヲ与ヘラレ、工学ノ知識ヲ得シコト少カラズ、觀終ツテ役員宅地内ニ於テ、三・四学年ノ体操ヲ演習シ、コニテ役員野田寅五郎夫人ヨリ生徒一同ニ菓子ヲ恵マレ、午後一時帰校セリ。

と、当時の鉱山の状況を記している。



写206 美含鉱山跡地（鬼神谷）

美含銀山の閉山は明治三十年（一八九七）で、『古川市兵衛翁伝』に次のように記されている。

世界の銀相場は、明治二十五年頃から崩落し、一八九三年の印度造幣局の自由鑄造禁止に愈^{いよいよ}、その頹^{たうちよう}凋^{たう}を強くし、さらに明治三十年本邦における

金貨本位採用によって、一三ペンス（イギリスの貨幣単位）台に激落するに至った。

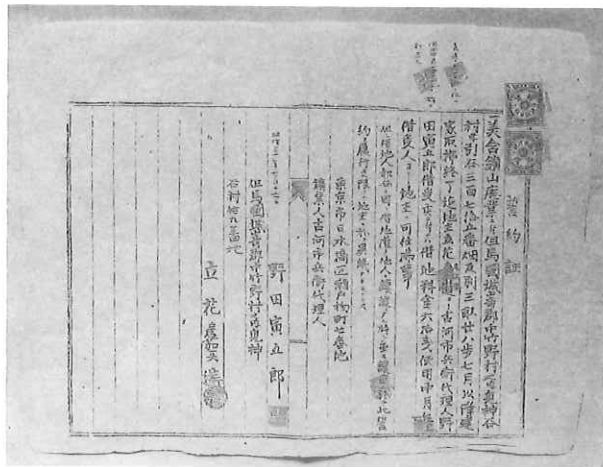
明治十八年の平均相場四八ペンス八分の五、明治二十四年の四五ペンス一六分の一に比較

すれば、二〇ペンス以上の暴落であつたので、翁は経営銀山の整理を決行した。

鬼神谷の住民は、美含銀山のことを古川鉾山と言い伝え、銀鉾石を採掘した近くには、多くの廃石がある。鬼神谷字村奥の製錬跡地は植林されているが、落葉や雑草の下には当時の製錬滓をみる事ができる。

鶴峯鉾山

世界の銀価格が暴落したことによって、日本の鉾山王と称された古川市兵衛が、弘仙銀山（香住町）、美含銀山（竹野町）の経営をやめた明治三十年（一八九七）ごろに、奥須井字長滝の金・銀の鉾脈を発見し、これを採掘した鶴峯鉾山は、銀価格低迷のときであり、経営者がたびたび移りかわり、大した業績もなく終わつた（『竹野駅』（『竹野駅』））。



写207 鉾山使用地の誓約証（鬼神谷・立花邦彦蔵）



写208 伊藤辨次郎戦闘詳報 (竹野・伊藤清春蔵)

長男 国造

奥須井村 与七郎 養子 亀造

同十二月卅日 奥野与三七 弟 定吉

日清戦争 竹野の伊藤清春家に一冊の記録が残されている。
従軍記 週刊紙ほどの大きさで、表紙に「日清戦役・日露

戦役、戦闘詳報、伊藤辨次郎」とある。つまり日清・日露戦争の
従軍記録である。はじめのところには、充員召集が下り、見送り
を受けて大阪に入営するまでの様子を述べている。

明治廿七年日清事件

十一月廿七日午后十二時三十分、充員召集ノ令下り、廿八日
午前七時、令証受取り、早速ク無南垣村ニ旅費ヲ受取ニ罷
出テ、金三円五拾銭受取、午后三時帰村致シ、隣家並ニ親類
等ニ(イトマゴ)ニ廻リ、我宅六時ニ出発シ氏神参拝シ、同
七時小学校集合シ、諸村有志人・役場諸役員、天皇陛下二対
シテ君ガ代ヲ三回歌ヒ、萬歳三回唱工式ヲ行ヒ、午后十時小
学校ヲ出テ、村役場役員並ニ有志人・村民・隣家・親類・生
徒諸共ニ天神社ニ参拝シ、午后十時三十分出發シ、弓張並ニ



写209 戦地死者記念碑（下塚）

高張ヲ輝シ、伊勢音頭ニテ湯島峠ヲ越ス（中略）。

廿九日朝五時、養父市場村出發、十一時生野銀山町壱新講方着シ中食ス、十一時三十分發シ、鶴井村午後三時三十分着シ、早速汽車ニ乗車シ汽車料半格ナリ、四時發シ、大阪梅田停車所ニ午後十一時三十分着、

十一月三十日午前七時、城南練兵所集合シ、七時三十分歩兵第廿聯隊第一中隊第三小隊二入営ナリ。

戦争犠牲者 『城崎那役所事績録』には、「日清戦争の召集六回、陸軍二六四名、海軍二四名、うち戦病死者が二八名」とある。このうち中竹野村では、東大谷から二名も犠牲者が出た。橋本弥太郎は明

治二十八年四月六日に広島陸軍病院で、森田増蔵は同じ月の十八日に奉天省で没した（図46）。どちらも大阪師団の歩兵第二十聯隊第九中隊に所属し、一等卒であった。中竹野村では「在郷軍人の発企者」、「有志者若連中」、それに村内賛同者一同が「戦地死者記念碑」を下塚に建立し、二人の氏名をきざんでその功労をたたえた。

「明治廿九年五月十三日」建立の日付がある。

同二十八年（一八九五）四月十三日に、中竹野村議會を開き、村葬について審議した。一番議員から「建議」が出され、「聊カタリ共、葬送ノ式ヲ村費ニテ補助致シ度」という旨が述べられ、議長のはからいで談話会に切りかえられた。『議事録』には、次のようである。

即チ談話会ニテ、左ノ通り評決ス。

一、予算金八円 病死兵橋本弥太郎葬式費、但中竹野
村葬トシ、幹事ヲ設ケ、相当ノ葬式ヲナス事、若シ
予算金ノ内支消残餘アレバ、親家橋本小右エ門ヘ遺
与スルモノトス。

一、右幹事ハ、村長ヨリ指命スル事。

台湾の 明治二十八年（一八九五）四月十七日、下
武力接収 関で日清講和条約が締結され、台湾と澎湖

島が日本に割譲された。ところが、台湾島民が反乱をおこ
した。五月の末、近衛聯隊は台湾北部に上陸し、六月三日
に基隆を攻略した。その後日本軍は南進し、十月二十一日
に最後の拠点台南を占領して平定を終わつた。投入兵力四
万九八三五人、熱病との戦いでもあり、戦病死者四六四二
人に達した（『昭和史』）。

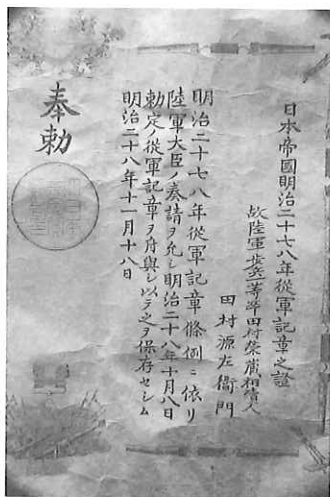
この台湾平定作戦で、三椒村から犠牲者が二人も出た。
椒に建ててある招魂碑には、次の字句が刻まれている。

明治廿八年六月五日 於二台湾基隆一戦死

近衛歩兵一等卒 田村榮蔵



写211 招魂碑（椒）



写210 田村榮蔵従軍記章
（三原・田村源一蔵）

表78 旧陸軍常備団隊配備表

	①明治21年(1888) 5月14日現在	②明治32年(1899) 9月7日現在
第4師団(大阪)	歩兵第7旅団(大阪) { 歩兵第8連隊(大阪) 歩兵第9連隊(大阪) 歩兵第10連隊(姫路) 歩兵第20連隊(大阪) 騎兵第4大隊(大阪) 砲兵第4連隊(大阪) 工兵第4大隊(伏見) 輜重兵第4大隊(大阪)	歩兵第7旅団(大阪) { 歩兵第8連隊(大阪) 歩兵第37連隊(大阪) 歩兵第19旅団(伏見) { 歩兵第9連隊(大阪) 歩兵第38連隊(伏見) 騎兵第4連隊(大阪) 野戦砲兵第4連隊(大阪) 工兵第4大隊(伏見) 輜重兵第4大隊(大阪) 由良要塞砲兵連隊(由良) 2大隊(由良) 1大隊(深山) 1大隊(福良)
第10師団(姫路)	<明治31年(1898) 10月1日編成>	歩兵第8旅団(姫路) { 歩兵第10連隊(姫路) 歩兵第40連隊(鳥取) 歩兵第20旅団(福知山) { 歩兵第20連隊(福知山) 歩兵第39連隊(姫路) 騎兵第10連隊(姫路) 野戦砲兵第10連隊(姫路) 工兵第10大隊(福知山) 輜重兵第10大隊(姫路) 舞鶴要塞砲兵大隊(舞鶴)

(『兵庫探検』近・現代編、神戸新聞社)

明治廿八年九月九日 於二台湾基隆一戰病死

近衛歩兵一等卒 松森清蔵

明治廿九年九月廿二日建設

発起者 在郷軍人

(2) 日露戦争

日露戦争

清国との戦いに勝った日本は、露・仏・独の三国から干渉をうけ、遼東半島を

放棄した。明治三十七年(一九〇四)二月十日、ロシアに対して宣戦が布告された。旅順港閉塞に始まり、黄海海戦・遼陽攻略・旅順総攻撃とつづいた。年が過ぎて、三月の奉天会戦、五月の日本海海戦で大勢はきまつた。

日清戦争ののち、陸軍管区表が改正され、姫路に第十師団が設置されていた(表78)。姫路師団は、五月に神戸を出港し、大孤山に上陸した。第四軍の指揮下に入り、遼陽会戦・沙河会戦・里溝台会戦、そして奉天大決戦へと進み、戦果をあげた(図47)。

『城崎郡役所事績録』によると、日露戦争で、充員召

第三節 日清・日露戦争



図47 日露戦争作戦図 (『昭和史』3 毎日新聞社)

集・臨時召集・国民兵召集の下令を受けたことは七一回で、召集された者の数は、陸軍一九〇八名、海軍三九名であった。そのうち、戦病死者は一〇八名であった。

兵事の状態

日露開戦前に、陸軍は強兵策を進めていた。『事務報告書』により徴兵・現役の様子をみると、竹野村の場合は、「明治三十一年、適齢者四〇人、現役六人。明治三十二年適齢者四三人、失踪ナシ、現役九人。明治三十三年、適齢者二七人、失踪ナシ、現役二人。明治三十五年適齢者二九人、失踪ナシ、現役七人」。

明治三十七年度、奥竹野村の場合は表79のとおりである。

表79 明治三十七年度奥竹野村事務報告 兵事之部

其一

合格	徴兵 適齢検査		前年ヨリ 徴集猶予	陸軍 在營 現役 兵				
	不合格	計		歩兵	工兵	砲兵	輜重輸卒	計
四	一三	一七	二	六	二	一	一	一〇

外ニ前年ヨリ居所不明ニシテ検査ヲ受ケザルモノ

前年ヨリ徴集猶予中ノモノ

前年ヨリ徴集猶予者ニシテ本年検査ヲ受ケタル者

三十七年中現役兵トシテ入營セシモノ

三十七年中満期帰郷セシモノ

三十七年中補充兵トナリタルモノ

二名

二名

一名

三名

ナシ

其二

七名

在郷軍人員及種別

兵種	将校	下士	兵卒	補充兵	計
歩兵	一	三	六	一〇	二〇
砲兵			三	二	五
輜重兵		一			一
輜重輸卒			三	一二	一五
合計	一	四	一二	二四	四一

内 充員召集 補充召集及ビ臨時教育召集ノタメ三十七年中入隊セシ者 二十

三名 外ニ戦病死者式名アリ

其 三

国民兵

第一国民兵

第二国民兵

計

一

三三二

三三三

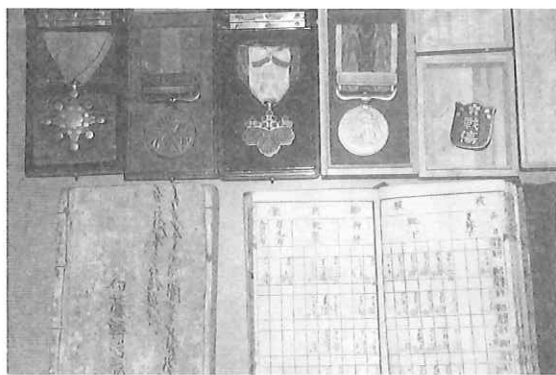
前線の激烈

日清戦記で紹介した伊藤辨次郎の『戦闘詳報』によって、日露従軍第一線の模様をうかがう。陸軍は遼陽・沙河を占領して奉天にむかった。総攻撃は三月一日から始まっている。

三月六日 午前三時頃、歩哨^{ほしちやう}ガ敵襲^{ていしゆう}ト呼び、小隊長方第三小队前ヘト号令ヲ下シ、早速山ニ走り散開シ射撃ヲ始ム、敵歩兵約一箇小队楽隊ヲ拳ゲ夜襲ニ来ル、ウラウラト言テ声ヲ掛ケ突撃シ、其ノ時銃剣二月照ラシテイナツマノ光アリ、其ノ時小隊長ガ下士兵卒ニ注意ヲシ、「アワテル事ヲセズ、軍人ハ沈着ガ大事ナリ」ト言ヒ、照尺二百米突^{イイト}ノ令下シ、彈丸命中スル事甚ダ多数ナリ、敵ノ倒レル事^{おきた}夥シキナリ、敵

ヲ撃退シ実ニ愉快ナリ、我ガ隊ニハ負傷ナシ、夜ガ明ケ見レバ敵ノ死傷多大ナリ、午前七時ニ終リナリ。

同日八時ヨリ石山攻撃命令下リ、第九第十一中隊突撃隊命ゼラレ、敵ノ彈丸右左側面前面ト数發来リ、其ノ時右ノ脇ニ壹發当リ、此ノ傷ハ輕傷ナリ、高地ニ登リ、伏セノ命令下リ、其処ニテ六十發射撃ヲナシ、猶又前ヘノ命令有リ、約二十米先ノ処ニ良キ地物有リ、止リ射撃シ、左脇背側ニ壹發頂戴^{つかま}仕リ、此ノ彈丸ハ弱彈ニテ身ニ異状ナシ、猶又前ヘノ命令有リ、高地ヨリ射撃ナシ、側面ヨリ敵彈我ガ銃ニ命中シ、銃ハ二ツニ折レ甚ダ困却致シ居リ、私儀ノ後ニ壹人ノ負傷患者アリ、其ノ銃ヲ持チ十五發ヲ發射ス、次ニ彈倉ニコメ射撃ヲ始メント銃ヲ差出シタルトキ、左上部ニ貫通銃創骨折ノ負傷致シ、「サアシマタ」ト思ヒ、「小隊長殿ヤラレマシタ」ト言フ、小隊長ノ言ハレルニハ、「天皇陛下ノ為國家ノ為名譽、後方下レ」ノ命令承リ、約二十間バカリ下リテ見レバ、カイナ見エズ、身体ハ血染リ当惑致シ居処ガ、杉山上等・藤橋上等二人来リ、「伊藤負傷ハ何処カ」問ハレ、「カイナ無シ」ト言ヒ、田口軍曹^{さう}此レヲ聞テ走来リ、起コシテ見レバカイナハ背ニ廻リ有ルナリ、見レバ折レテグニヤグニヤニ相成リ、「氣ヲタシカニセ」ト言ハレ、自分儀使用ノテリアカヲ吞ミ、水筒ノ水ヲ吞モウトスルガ、水モ氷ト同用ニ相成リ、自分携帶ノ九寸五分ノ合口^{あぐち}ヲ取出シ、



写212 伊藤辨次郎の従軍記章と軍隊手帳
(竹野・伊藤清春蔵)

着物ノ袖ヲタチキリ傷処ヲ出シ、其ノ傷ニ「メンカラカジヤ」ヲツメ、三角包帯ニテ包ミ、生木ヲ切り副木ヲ当テ、自分ノ細帯ニテシバリ、動脈ノ処ニ小石ヲ手拭ニ包ミシボリシメタ。

翌八日の朝七時第一野戦病院に着き、診断をうけて入院。九日午後二時出発、後送されて五竜口第二野戦病院に入院した。こうして後送につぐ後送。四月二日四時半天津丸乗船出帆、四月五日宇品港に碇泊、六日広島予備病院、十一日姫路予備病院第一分院に入院した。

五月二十一日には、転地療養のため城崎に向かった。新井まで汽車、そこから人力車六三台、豊岡小学校で



写213 忠魂碑（御又）



写214 奉天大決戦（『昭和史』3）

中食、給仕は婦人会、三時湯島着、こうして城崎転地療養所生活が始まった。

日露戦没者

日露戦争での郷土の犠牲者は、全部で一九名あった。三椒村三名、奥竹野村二名、中竹野村三名に対して、竹野村は一一名もあった。一番はじめは内山敏夫（竹野）で、明治三十七年（一

九〇四）六月十五日、玄海灘^{げんかいづら}で常陸丸^{ひたち}が撃沈された時の犠牲であった。七月、橋本伊造（田久日）と富貫栄造（宇日）が太平嶺付近で戦死、八月、小原虎造（大森）が第三野戦病院で戦没、九月、笠浪庄太郎（羽入）がエフワで戦死した。つづいて十月、鳴海和造（宇日）が広島陸軍病院、十一月、高木寅造（坊岡）が兵站病院^{へいたん}



写215 忠魂碑（轟）



写216 忠魂碑（竹野）

十二月、茨木重太郎（三原）が第一野戦病院で、それぞれ戦没した。

同三十八年（一九〇五）二月、米田辨造（切浜）が新化で戦没した。三月、膳所重治郎（竹野）、高田品蔵（須谷）、森田宇磨（段）が、いずれも奉天総攻撃で戦死した。それ以後、六月、沼田巳之助（竹野）が吉林省で、九月、山田元蔵（竹野）が遼陽で、戦死した。十月、飯田萬吉（三原）が第四舍營病院で没した。

同三十九年（一九〇六）四月、村中定蔵（竹野）は姫路陸軍病院で死亡した。六月、小林善治郎（竹野）が船員として従軍中、朝鮮咸鏡道沖で戦没した。同四十年（一九〇七）八月、竹森虎造（竹野）は除隊後亡くなり、同年九月、立花勝太郎（鬼神谷）は鳥取衛戍病院で死亡した。

(3) 富国強兵下の様相

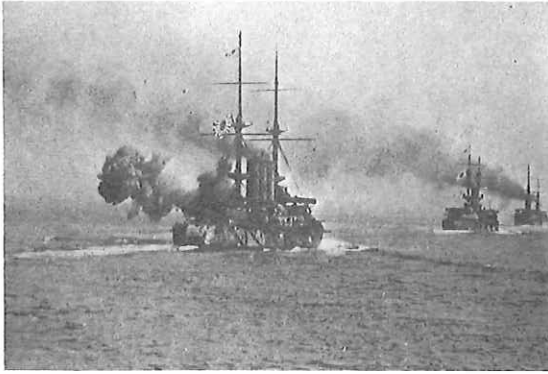
従軍者遺族 明治二十七年（一八九四）十二月、奥竹野村議会は追加予算案の審議をした。歳出は救助費三
 救護方法 円で、その項目は「従軍者遺族救助費」であった。その附記に、「明治廿七年十二月十八日決
 議ノ奥竹野村従軍者遺族救助法ニヨリ支給ス」とあった。救助法の条文は次のとおりである。

奥竹野村従軍者遺族救助法

第一条 各村軍人ニシテ召集令ニ応ジ従軍セシ者ノ遺族自活シ能ハザル者ハ、此ノ方法ニ依リ救護スルモ
 ノトス。

第二条 軍人ノ遺族救護ヲ受ケルモノハ、各村別等級中等以下ノ者トス、但シ中等以上ト雖モ、従軍ノタ
 メ殊ニ生活ニ窮スルカ、若クハ非常ノ災害ニ遭遇シ自存シ能ハザル場合ハ、本条ノ限りニアラズ。

（中略）



写217 日本海海戦（『昭和史』3）

第七条 従軍者遺族、其ノ困難ノ状況ヲ酌量シ、食料ヲ給スル制限左ノ如シ。

男一人一日玄米五合 但シ、十五年以下七十年以上ハ女ノ割合ニヨル。

女一人一日玄米四合

第八条 前条ノ食料ハ、居村下米相場ニ換へ、毎月下旬ヲ以テ給与ス。

第九条 従軍者遺族ニシテ前条ノ救護ヲ受クルモノノ内、病者等之有ル節ハ之ガ葉働ハ、実費ヲ救助スル

モノトス。

奥竹野村の場合、明治二十七年度も同二十八年度も三円計上されていたが、決算では兩年とも残額となった。中竹野村は、貧民救助費の項で五円計上、「貧困者一時ノ救助及び従軍者遺族ノ救護」にあてた。この村でも該当者はなかった。

城崎郡役所 『城崎郡役所事績録』の戦時事務の章に、次の記述がある、「軍需品の調達、馬糧大麦二回に渉り九七

五石一斗、糧秣四九八九貫を徵發せり、魚類缶詰製造工場を竹野村に建設せしめ、明治三十七年八月これを開始し、三十八年十月迄製造し供給したり、この製造高二万二五〇〇貫に達す」

援護活動

日露戦争が始まった明治三十七年（一九〇四）の四月、金原から三名の応召兵があった。軍人遺族扶助料株と

特別ノ事」と。



写218 本村出征軍人遺族扶助料株金取集帳 (金原区蔵)

尚武会と 『城崎郡役所事績録』は、尚武会に関して次の記述を残している。「明治三十七年九月、郡に在郷軍人会 尚武会を設け、町村に支部を置き、救護・慰藉・弔祭等に努むることとし、町村支部を督励、これが実行に努めたり、明治三十七年二月より同三十八年十月迄に救助したる人員は、戦病死者遺族四百八十四人、内救助を要せし者四十四人、家族の救助者百七十三人、廃兵家族百七十人、内永続救護を要する者十八人」と。次は、尚武会奥竹野村支部規約の抜粋で、門谷に保存されていたものである。

奥竹野村尚武会規約

第一条 本会ハ、次ノ事項ヲ達成スルヲ以テ目的トス。

一、徴兵現役ニ当ル者ハ、入営ノ際送別ノ餞^{はなむけ}一人ニ付金壹円ヲ贈ル事。

いう方法で、特別貯蓄が始まったのはこの月である。帳面の表書きは、「本村出征軍人遺族扶助料株金取集帳」で、わき書きに「明治三十七年四月起」とある。二枚めには、次の説明がある。「中竹野村全体二百株以上持主アルナリ、毎戸一日壹厘ノ貯蓄心ヲ起シテ、出征軍人ノ貧困者ニ報ユルナリ、ヨッテ壹ヶ月壹株金三銭ト定メ株主ヲ募集ス、我カ金原村拾三戸ニテ三拾株ヲ募集ス、計金毎月九拾銭ツツヲ貯蓄ス、此金戦時

二、戦時又ハ事変ニ際シ、非常招集ニ応ジ入営スル者ハ、同
式円ヲ贈ル事。

(中略)

第四条 本会ノ費用ハ、通常年額金拾式円トシ、此ノ内ヨリ美含
郡稿兵議會ノ戸別義金ヲ支払フ、若シ増減ヲ要スルトキハ、幹
事会ノ決議ヲ経ベキモノトス。

但、此レガ賦課ハ、奥竹野村税戸別割ノ等級歩合ニ拠ル。

第五条 本会ノ役員ハ名譽職トシ、会長一名村長之ニ当リ、諸般
ノ事務ヲ綜理執行ス。

幹事十一名、各部落管理者之ニ当リ、全員ノ徵集其他会長ノ事
務ヲ補佐分担ス。

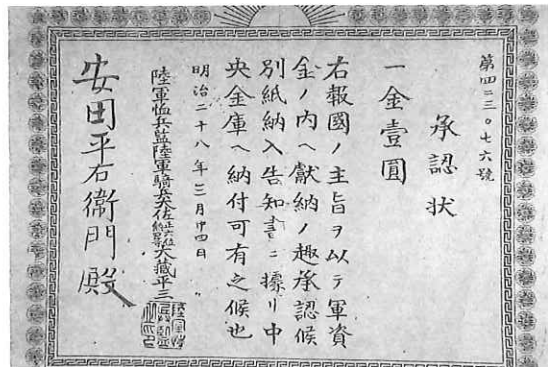
奥竹野村尚武会加盟申込

同村ノ内門谷村

氏 名 印

(以下略)

在郷軍人会については、『城崎郡役所事績録』に、「帝国在郷軍人会は明治四十一年創立、各聯隊区を支部とし町村の軍人会を分会とす」と書かれている。奥竹野村諸団体一覧のなかで、在郷軍人分会については、「年々



写219 軍資金承認状 (千葉市・安田達 蔵)

戦死者ノ為ニ招魂祭ヲ開キ入隊兵並ニ壯丁ノ予習教育、射撃大会、銃劍術等ノ武術ヲ練磨スル一方、公共事業ニ対シ青年団ト共ニ率先尽力ス」という説明がある。

愛国婦人会は、「明治三十四年郡に幹事部、各町村に委員区を設置し、郡長夫人を幹事に、各町村長夫人を委員に嘱託」〔『城崎郡役所事績録』(所事績録)〕した。

明治期の『城崎郡役所事績録』は、救恤救護の章で「明治十六年三月に恤救規則が制定せられ、老幼救助態勢・痲疾・疾病などのため生活困窮する者を救うように努める」と記し、救助数を掲げた。明治三十二年(一八九九)は八名(老弱三、疾病一、幼弱四)、同三十三年(一九〇〇)は六名(老弱二、疾病一、幼弱三)であった。

同二十二年(一八八九)以後、各村とも「救助費」の予算を設けていた。この年、竹野村は二円を計上して、「赤貧、生計難渋、飢餓ニ陥ル者ノ一時ノ救助」と付記した。中竹野村は、同二十三年(一八九〇)には一円五〇銭であったし、同三十四年(一九〇二)には「貧民救助費」として二円五〇銭を計上、内訳は食料費四円五〇銭、被服費二円、治療費一円、小屋掛費二円、就業費三円であった。ただ、予算には上げてあっても決算で処理した年はきわめてすくない。行旅人の事故では、竹野村は次のように処理をしてきた。

○明治四十二年六月一日、切浜村字今坂地藏堂ニ行旅死亡人男一名アリ、書記出張検視手続ヲ経テ埋葬ス。
○同四十二年九月九日、浜須井村ニ於テ韓国人男一名行旅病人アリ、同村ニ救護中廿九日死亡、制規ノ手続ヲ経テ仮埋葬ス。

○同四十三年二月二日、切浜村字清水海岸ニ死体漂着、検視ノ上仮埋葬ス。

(4) 伝染病とのたたかい

伝染病 明治時代の伝染病の關係事項を年月順に列記してみると次のとおりである。また、城崎郡内の相次ぐ 伝染病発生状況を表80にかかげた。

二五、三、門谷村に伝染病蔓延（『奥竹野村誌』會議事録）。

二五、十、河内村に伝染病患者及び死者発生（同右）。

二六年度、当初予算一円を四五円に追加（中竹野村）。

二七、九、追加予算で赤痢病予防費一四七円、巡診医手当三〇円（竹野村）。

二七、十、赤痢患者（しやうけつ）猖獗を極め患者二十三名（奥竹野村）。

三一、九、赤痢患者一名発生、八日目全治（竹野村）。

野村）。

三三、九、二八、チブス患者二名発生、伝染

せず全治（竹野村）。

四〇、実布的里亞患者発生（奥竹野村）。

四一、四、二九、田久日村実布的里亞患者一

名発生、避病舎収容五月五日全治

（竹野村）。

四一、九、一四、田久日分教場に実布的里亞

表80 城崎郡傳染病患者発生數調（『城崎郡役所事績録』）

年次	コレラ	赤痢	腸チブス	實布テリア	痘瘡	バラチ	猩紅熱	合計
明治三十四年	—	五九	—	—	—	—	—	六一
同三十五年	—	二	二	—	—	—	—	六
同三十六年	—	二	五	三	—	—	—	一〇
同三十七年	—	五	—	—	—	—	—	七
同三十八年	—	九	三三	—	—	—	—	四二
同三十九年	—	三六	一四	九	—	—	—	三四九
同四十年	—	四四	四	五	—	—	—	五三
同四十一年	—	—	六	七	五	—	—	一九
同四十二年	—	二	三	—	—	—	—	一八
同四十三年	—	—	七二	五	—	—	—	七七
同四十四年	—	—	二〇八	八	—	—	—	二二六

患者一名発生、避病舎に収容、廿五日死亡（竹野村）。

コレラ患者 次の通達は明治二十六年（一八九三）、三椒村役場から出されたもので、コレラ予防の注意書発生するである。

近來香港並ニマラッカ地方ニ於テ虎列刺病流行ノ徵候コレ有り、且ツ大阪・福岡ノ府県ニ於ケルモ該患者発生候ヘバ、予防注意致スベキ旨其筋ヨリ通知コレアリ候、就テハ追々炎暑ノ候ニ向ヒ候ヘバ、該病ニ限ラズ他ノ伝染病発生スルヤ図リ難ク、曾テ清潔法ハ実行相成居リ候ヘトモ、是マデノ実見ニヨルニ床下等ハ不行届ナル往々之アリ、依テ此ノ度ハ衛生組長ニ於テ一層嚴重監督相成ルベク、不日警察官・役場員立会検査シ、若シ床下等不潔ナルトキハ相当処分致スベク候条、此ノ旨組内洩レナク御説示ノ上実行相成リタク、此ノ段御照会ニ及ビ候也。

廿六年六月廿七日

中村衛生組長 御中

三椒村役場

兵庫縣
三椒村役場

同二十八年（一八九五）、コレラが竹野村に上陸してきた。その年の事務報告書は、「八月廿六日類似虎列刺病患者ノ発生ヲミ、直チニ避病舎ヲ仮設シ事務所ヲ設ケ之ガ予防ニ怠リナカリシモ、患者貳拾五名ヲ生ジ、内死亡拾三名、全治拾貳名ニシテ、漸ク十月四日全ク撲滅ヲミルニ至レリ、避病舎ノ不充分ニシテ、予防器具ノ不備ニヨリ、取扱上困難ヲ極メ、為ニ役場事務ノ繁劇ヲ来セリ」と伝えている。

コレラの発生により、村の経費はどのような状態であったらうか。歳入・歳出とともに四三六円五六銭四厘

で、戸数割付加税で徴収する際、戸数割一円につき村税としての付加税六円一七銭の割で課した。支出の内訳は、雑給八五円五〇銭（医員手当六七円、掛員手当一八円五〇銭）、人夫賃一一七円五九銭三厘（火葬及消毒者雇入料九三円七八銭三厘、避病舎小使二三円八一銭）、消耗費一三三円四七銭二厘（消毒薬品八七円一一銭、避病舎借入料五四円、薪炭油其他雑費九二円三六銭一厘）であった。

ところで、この経費四三六円あまりとは、その当時どのくらいの値打があつたのであろうか。同二十九年（一八九六）三月九日、臨時予算案審議で、校舎新築費四〇〇円が計上された。その内訳は、竹野尋常小学校増築費が二五〇円、須井校新築費が一五〇円であつた。これからみると、コレラ対策費がいかに高価な代償であつたかがうかがえる。

伝染病予防法 明治三十年（一八九七）四月一日に、伝染病予防法が公布された。翌三十一年（一八九八）公布される 中に、各村大字毎に衛生組合を組織して、春秋二回の清潔法を励行し、伝染病予防と早期発見につとめることになつた。また各村に伝染病予防委員を置くことになつた。奥竹野村の場合は、医師側は欠

員、議員側だけで出発した。中竹野村は同三十二年（一八九九）に、伝染病予防委員職務規程を議決した。同三十六年（一九〇三）、県令により衛生組合規約を作つた。委員は一二戸に一人の割、組合長の報酬は一円五〇銭、組合費は一戸一〇銭、違反者は五円以下の過怠金、という骨子であつた。

地区毎の 城崎郡役所は、明治三十一年（一八九八）に各地区に衛生組合を設置するように指令を出した。衛生組合 また同三十六年（一九〇三）には、県令によってその規約を作るように指導した。二連原の規

約は郡役所指示以前の同二十七年（一八九四）七月二十五日の制定で、末尾には村中一同の記名調印がとつて

ある。

奥竹野村ノ内、二連原村衛生組合規約（抄）

第壹条 本規約ハ、伝染病ヲ予防シ撲滅スルヲ以テ目的トス。

第三条 組合ニハ左ノ役員ヲ置ク、但公民権ナキ者ハ役員タル事ヲ得ズ。

組長 彦名 総会ニ於テ選舉ス

伍長 戸数五戸ヲ標準トシテ小組合ヲ設ケ、組合内互選テ定ム。

第七条 授書函壹箇ヲ設ケ、組長ノ戸外ニ掛置キ、組合内ニ伝染病者又ハ疑ハシキ病者ヲ認メシ時ハ、何

人ニテモ匿名通知ヲ投函スルコトヲ得セシム。

第拾条 左ノ場合ハ、組長ハ伍長ニ共議シテ之ニ要スル人夫ノ員數ヲ定メ指名スルコトアルベシ、指名セ

ラレシ者ハ、病氣等ニテ其ノ用ニ堪ヘザルヨリハ異議ヲ申出ルコトヲ得ズ。

一 消毒法ヲ施行スベキトキ

二 患者又ハ死体ヲ運搬シ、若クハ埋火葬スルトキ。

三 全家ニ隔離予防法ヲ施行スルトキ

第拾四条 此ノ規約ニ背キタルモノハ、組長・伍長ハ特別會議ヲ開キ、拾錢以上壹円以下ノ違約料ヲ徴ス

ベシ。

隔離病舎
の設置

明治二十八年（一八九五）に、郡役所は各村毎に隔離病舎を建設するように奨励通牒を出した。

中竹野村は、その年度内に予算七〇〇円を議決した。奥竹野村は、「其ノ筋ヨリ嚴重ナ督責ニ

依り、明治三十五年一月中ニ隔離病舎ヲ完成^(事務帳)した。敷地は御又字大谷、木造平屋建板葺二四坪九合、ほかに事務室・小使室・炊事室で一棟・便所一棟・^{かほ}屍室一棟。予算は六〇〇円であった。

医師・村医
学校医・助産婦

種痘の接種済証で医師の名をしらべてみると、明治十九年(一八八六)には竹野村九十九番地古川一郎、および須谷村四十五番地鳥羽玄意、この二人の名が出てくる。

奥竹野村の『村勢調査書』には、次の記録がある。

氏名	来住	転出
大谷忠保	不明	明治三十四年八月死亡
大谷會一	明治三十四年十月十八日	同三十五年六月廿一日
和田左門	同三十五年六月廿一日	同三十七年七月三十一日
杉本近造	同三十七年一月九日	同三十七年十一月一日
福井篤雄	同四十一年四月十三日	同不明
杉本近造	同四十三年七月十八日	同現在

右居住者二ハ、常ニ村医ヲ任用シ常時本村民ノ保健医薬治療ニ当ラシメ、明治三十八年以後居住ナキ歳ニ於テハ、口佐津村無^{ひな}南垣^{なが}尼子順久ヲ囑託シ、定例日ニ来村セシメタリ。

明治四十三年八月、村医任用規程ヲ制定セリ。

明治三十年伝染病予防法公布により、各村とも村医を置くことになった。奥竹野村は、同二十九年(一八九

六) 三月に村医手当金支給規定をきめた。手当金は年三円であつた。同三十六年(一九〇三)には五円にあげ、同三十九年には一挙一〇〇円に増額した。

学校医については、奥竹野村の例を引用する。明治三十四年度の決算で、年手当三九円が決裁された。同三十五年度は竹野村の内山退蔵を委嘱し年二四円、同三十八年度は杉本近造を委嘱し手当なし、同三十九年度は尼子順久を委嘱し手当年二〇円とした。

助産婦については、同三十五、六年は郡費で補助をして修業をさせた(城崎郡役所事績録)。中竹野村は同二十六年(一八九三)から産婆講習会費として年六回分四円八〇銭を計上していた。さらにその年の追加予算で、講習二回分一円八〇銭、諸費七〇銭、復習費一円、計三円五〇銭を出した。これが、同二十九年(一八九六)には一円六〇銭となり、同三十一年になると一円五〇銭になつてきた。

(5) 農山漁村の暮らし

いなが芝居 芝居については願書を出して許可を得た。次のは椒村から江原分署長に出した願ひである。
の届け出 演劇興行願

但馬国気多郡三椒村ノ内椒村六番地

田中 慶三郎

右私義、今般別紙記名ノ俳優並ニ遊芸稼人雇入レ、同村字中河原五百七十六番地別紙図面ノ共有堂ニ於テ、來ル十八日ヨリ廿日迄、晴天三日間無錢ニテ興行致シ、縦覽為シ度候条、鑑札及ビ鑑札写、仕組帳並ニ図面、隣地主・地主ノ承諾書相添へ、此段願ヒ奉リ候也。

明治廿四年九月十六日

右願人

田中慶三郎

印

右村長

葦原 正純

印

江原分署長

兵庫縣警部 賀川 濟殿

このつづきに、俳優名、鑑札写、芸題と配役を書き添えている。

次に二連原村の盆踊り届を紹介する。

御 届

美含郡奥竹野村ノ内

二連原村

右本村義、本月廿四日ヨリ廿六日迄、旧盂蘭盆会ニ相当スルヲ以テ、村内若輩及ビ小兒等寄集リ、従前ノ習慣ニ依リ、共有地ノ堂宇地ニ、又ハ壱番地富森長太郎家宅前ヨリ十三番地太田岩藏家宅前迄、何レモ其家ノ邸内ニシテ他ニ障害ハ決シテ致サズ、午後八時ヨリ同十二時限り手踊致シ度、最モ手踊ニ際シ、男女共其ノ姿ヲ化粧スルハ勿論、并ニ覆面其ノ他猥褻ノ所為無レ之キ様、嚴重ニ取締リ候間、取締人連署ヲ以テ御届申上候也。

明治廿六年八月廿三日

右村管理者 太田 吉蔵 印

右 取締人 藤原善五郎 印

田中伊平治 印

香住分署長

警部 鶴田謙吉殿

県税から 明治三十三年（一九〇〇）度竹野村の県税をみると、地租割が七一七円、戸数割が五六五円で、みる暮らし 税額ではこの二項が特に多い。費目によって当時の状況が推定できるので、以下列記すること

にする。船税二八四円、商業税三六円、工業税一六円、漁業採藻税一四円、荷車税一二円。あとは税収の低いものであるが、飲食店税二円、遊芸稼人税二円、水車税二円、理髮人税一円、狩猟税一円、料理屋税一円。これが同四十年度になると、芸妓税二円、人力車税一円がふえ、さらに同四十三年度には自動車税一円が新しく加えられた。なおこの年から船税が細分化されて、西洋形船税四円、日本形大船税三二円、漁船税一四〇円、船川小船税三三円、とかわった。

村びとの 明治末期、竹野谷の人はどのような暮らしぶりであったらうか、村で生きてきた人の体験記
生活状態 を抜粋してみよう。

お歯黒 祭によばれて行くとか、祝儀しゆいぎで行くような時、年をとった人は歯を黒く染めて行く。井鉢いごの四倍ほどの木製黒塗の入れ物に、黒い粉を入れ湯か水をさしてまぜかす。耳かき位の細い竹の先にハケのような毛

がつけてある。井の上に顔をやって、ちょうど歯ブラシを使うように何回もつけると、真黒にピカッと光る位に染まる（『我古里』達富寿夫筆、河内・達富正喜蔵）。

出稼ぎ 十五才の秋、竹野駅ができました。京都の酒造場に行きました。二条までの汽車賃が一円五三銭でした。酒屋の日当が十銭でした。うどん代が二銭五厘でした。冬中働いて、四月に十二円持つて帰りました（『万年青』（集 大原藤吉））。

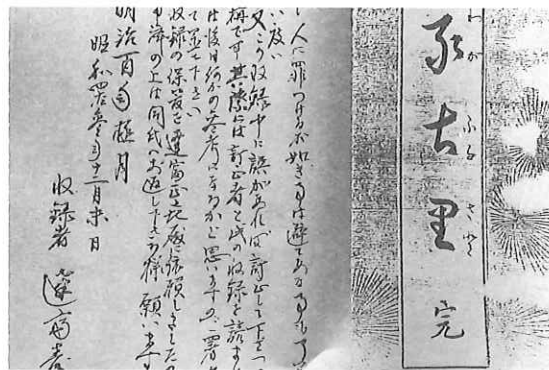
自転車 小学一年の時、初めて自転車を見ました。江野（江の）坂県道開通当時、丹後から大森の小林宅に來られたお客の自転車でした（『万年青』二集、吉田豊治）。

第四節 教育のたかまり

(1) 国家主義教育と儀式

教育勅語

一般に「維新时期」といわれる明治初期は、日本が近代化に向かって開明をめざしながらいつぱうで、天皇制国家成立のため神道を中軸とした「皇国化」政策をすすめた時であった。それを端的に示したものが、明治五年（一八七二）四月、三月に設けた文部省の前身教部省の「教則三条」で、「一、敬神愛国ノ旨ヲ体スベキコト。二、天理人道ヲ明ニスルコト。三、皇土ヲ奉戴シ朝旨ヲ尊守セシムベキコト」



写220 「我古里」の表紙と序文
(達富寿夫筆、河内・達富正喜蔵)

を示し、その内容に、神徳皇恩・愛国君神・権利義務・文明開化・富国強兵・租税賦役を挙げていることである（『論集日本仏教史』（8明治時代雄山閣））。

この皇道思想は、同年十月の文部省への併合後も引きつがれ、同十五年（一八八二）の『勅選幼学綱要』の頒賜（たまわる）となる。いっぽう、同五年（一八七二）の徴兵令の遂行に伴う国民皆兵・富国強兵の政策は、同年の「軍人勅諭」となり、やがて二十三年（一八九〇）の教育勅諭と国家主義教育の道が強化されることとなるのである。

この間の消息を『椒小学校沿革誌』は、「教育ハ徳性ノ涵養ヲ主トシ、忠孝彝倫ノ大道ヲ發揚センガタメニ、天皇陛下ノ思召ヲ以テ、日本全国ノ各学校ニ勅撰ノ幼学綱要ヲ下賜アラセラル、本校ニハ明治十八年九月十二日ヲ以テ拝領シタリ」と記し、次いで同二十四年（一八九一）一月十七日、「教育ニ関スル御勅語謄本御下賜ニ付、生徒ヲ引率シ、奉読式ヲ挙行ス、蓋シ村長葦原正純出石気多郡役所ヨリ拝受シ来タルノチナリ」と伝えられている。

そしてやがて祝祭日に、教職員児童を登校させ御真影への拝礼・勅語奉読・校長の祝詞訓話・式歌斉唱などの式目からなる荘重な学校儀式は、同年四月から実施され、日清・日露の両戦争を契機とするナシヨナリズムの民衆への浸透を背景に定着し、国家主義教育への基礎が固まった。

御真影

「御真影」拝礼は初代文相森有礼の発意で、明治十九年（一八八六）から三大節当日、教員・生徒に奨励されたことに始まる。生徒に国家意識を植えつける方法として「君臣接近」をはか

つたのである（『学校ことはじ』（め事典）小学館）。

その下賜の状況について、同二十五年（一八九二）十一月三日の『森本小学校沿革誌』は次のように伝えている。

両陛下ノ御真影ヲ拝戴シ、車上ニ奉掲シテ警官ニ護衛セシメ、城崎郡五ノ莊村大濱尋常小学校ニテ暫時休憩、此間御真影ハ同校奉置所ニ奉安シ、此処ヨリ徒歩ニテ御真影ヲ奉掲シ江野坂ノ頂ニ登レハ、国旗・校旗及天長地久ト大書セル旗ヲ樹テ、役場吏員・村会議員・学務委員・生徒及保護者等無慮百五十余名、道ノ両傍ニ列ヲ正シテ奉迎セリ、御影前ニテ一同最敬礼ヲ行ヒ、其レヨリ二隊ニ分チ御真影ノ前後ヲ御警衛申シ上ケ、肅々しゅくしゅく本校ニ着シ、設ノ御座ニ奉掲シテ一同着席、儀式ヲ行フ、其次第左ノ如シ。

一、首席教員以下順次入場 二、首席儀式挙行ノ旨ヲ告ク 三、御影ノ幌ヲ掲ク、此時一同起立最敬礼 四、首席教員拝賀、次ニ一同拝賀 五、唱歌（君カ代二回）一同起立 六、勅語奉読 一同起立謹聴 七、御影ノ幌ヲ垂ル、此時一同起立最敬礼 八、誨告 九、唱歌（天長節）一同起立 十、首席教員式ノ終ルヲ告ク 十一、首席教員以下順次退場

奉安殿

これら御真影および教育勅語を奉護するための特別の倉庫が「奉安殿」もしくは「奉安庫」であった。「校内一定ノ場所ヲ撰ヒ、最モ尊重ニ奉置セシムヘシ」の訓令により全校に設けられたものである。

竹野小学校の奉護状況を調べた書式のおもな項目と内容によると、「宿直室へ三十九・五米、最近接民家へ二十二米、構造金庫式、湿気・虫害防止法、毎月ノ清掃・防虫剤ヲ交互ニ取りカヘル、其他雨量多ク湿気多シ、故ニ倉内ノ乾燥ニ意ヲ用フルコト」と昭和十四年（一九三九）の記録にはある。

その取扱いは厳格丁寧を極め、特に非常の際の奉衛に直接当たる教員の、宿日直制が制定された。

郁文尋常小学校（大森校）では「明治三十八年七月十一日午後十一時出火シ、十二日午前一時半鎮火」しているが、教員の「留守中ナリシハ遺憾ナリ」とし、「畏クモ天皇・皇后陛下ノ御真影、勅語謄本・幼学綱要等モ烏有二帰セシメタルコソ恐懼ノ極ナリ」「七月十二日、村長太田垣九左衛門、校長友田寅吉ヨリ郡長ノ意ヲ承ケテ知事ニ手続書ヲ進達ス」「七月二十二日、友田校長ハ知事ヨリ罰俸二ヶ月ノ処分ヲ受ケ、村長ハ郡長ヨリ過怠金壹円ニ処セラレ」の記述にみるように厳罰を受けている。

(2) 日清・日露戦争と小学校

日清戦争

明治二十七年（一八九四）七月、朝鮮半島を舞台に日清両国が兵火を交えた。全国各小学校は「義務奉公ノ士氣ヲ鼓舞振作スベキコト」を計り、戦時教育体制を順次整える。「眠れる獅子」清国を相手の戦争は成りゆきが案じられたが、九月十六日の平壤の一戦に勝利を得てのちは連戦連勝、その報のたびの祝賀会や、軍資金の献納・戦没兵士の会葬に動員されるのである。

その状況を月日順に各校『沿革誌』より抜粋する。

- ・ 八月十日、午前七時ヨリ全生徒ヲ引率シ、三原村故陸軍近衛歩兵一等卒田村栄蔵ノ葬儀ニ会葬、午後六時帰校ス（椒小）。
- ・ 九月二十二日、平壤戦捷ノ勅語ヲ奉読シ祝賀式ヲ挙グ（森本小）。
- ・ 十月十日、軍資金献納ヲ募集シ、七拾弍錢五厘ヲ神戸五州社ニ依托ス（椒小）。
- ・ 十一月十二日、義勇奉公ノ氣象ヲ喚起シ、敵愾心ヲ發揮セシメン目的ヲ以テ、森垣村長・坂本学務委員立

会ノ上、日清事件ニ関スル幻灯会ヲ開ク（森本小）。

明治二十八年一月一日、昨年以來日清戦後起リ、畏クモ大元帥陛下大纛ヲ広島ニ進メ給ヒ、国家多事ノ折柄、皇室ニ於テ新年式ヲ行ハセラレザルニ付、拜賀式ヲ挙行セス（森本小）。

戦争は明治二十八年（一八九五）二月、北洋艦隊の根拠地威海衛をおとし、四月十七日清国は屈してついに講和、下関条約の締結となった。

軍事思想の普及 日清戦争が愛国心や軍国の風潮をたかめたことは想像に難くない。遠足や運動会、兵式体操中に、「敵は幾万」「道は六百八十里」「元寇」「雪の進軍」「婦人従軍歌」などが高唱されるようになった。

また、軍事思想普及のために兵營見学や軍艦の參觀などが行なわれた。たとえば『森本小学校沿革誌』には、明治二十九年（一八九六）六月二十日、「但馬聯合教育会ノ請求ニ応シ、常備艦隊橋立艦及び軍艦和泉艦、津居山港ニ寄港セシニヨリ、生徒引率觀覽ニ趣ク」とあり、また同三十四年（一九〇一）九月十四日「福知山歩兵第二十聯隊第二十三大隊、豊岡方面ヘ行軍シ来レルヲ以テ、參觀ノタメ補習科・尋常科合せて二十名ノ生徒ヲ引率シテ、午前十一時出發、全地方ニ旅行シ、翌二十五日午後四時半無事飯校シキ」と記している。

日露戦争 日清戦争勝利後の三国干渉は国民の怒りをかい、「臥薪嘗胆」^{がしんしょうたん}を合言葉に主某国ロシアに対して戦争準備を進めた。

明治三十七年（一九〇四）二月九日『森本小学校沿革誌』は「仁川沖ノ海戦敵艦コレーツ・ワリヤークヲ撃沈ス、旅順港口ノ大海戦」と開戦を伝えている。

かねて予期するところであつたとはいへ、開戦の報は国民に大きな衝撃を与えた。開戦当時の緊迫と、小国民としての覚悟・国家危機に対処する決意を促して『森本小学校沿革誌』は、二月十一日「紀元節奉祝式挙行、参列員助役太田鶴藏外数名、坂井校長誨告ノ要旨、本月六日日露ノ外交断絶シ昨日ヲ以テ露国ニ対シ宣戦ノ大詔ヲ煥發シ給ヒ、茲ニ日露間ノ平和ハ破レ、終ニ干戈相見ユルノ止ムナキニ至レリ（中略）、苟モ帝國ノ臣民タルモノハ、老幼男女ヲ問ハス挙国一致ノ実ヲ挙ケ、平和克復ヲ速カナラシムルノ決心ヲ固メ、飽込出征軍人ノ後援者タルヲ覚悟スルト同時ニ、平素ニ比シテ一層勉学ニ努ムルハ、学童タルモノノ本分ニシテ即チ君ニ忠ナル所以ナリ」と伝えている。

戦争は苦戦の連続であつたというが、同三十八年（一九〇五）三月の奉天の陸戦と五月の日本海々戦に勝利し、九月五日調印のポーツマス条約で終結した。

明治四十年（一九〇七）三月、陸軍大臣の趣意書とともに戦利品が全国の各学校に配布された。

戦後の教育
『椒小学校沿革誌』七月三日には、「戦利品銃・剣・砲彈ノ葉筒來ル」と略記している。政府は戦利品をみることで、日露戦争の勝利を忘れることなくますますの忠君愛国の情を期待したのである。しかし日露戦争は降伏のない講話による辛勝であつた。その上、戦争の痛手は大きく国民を引きつける国家目標もなかつたから国家意識はたかまらず、国家主義教育も限界を迎えることになる（『県教』）。

戦後は今までの三大節儀式に加えて、陸軍記念日・海軍記念日が加えられ国民精神の衰退を防ぐように努め、さらに兵庫県では同四十二年（一九〇九）、「教育勅語ノ暗誦・暗書ニ関スル件」の通牒を出し、勅語の趣旨奉体のため四年生までに全文暗誦、卒業までに暗書させることを指示している。学校では、指示に従って努力し

たものの暗写は不可能であつたらしく、記録は皆無である。国家主義教育も形式の強化だけとなつた。

(3) 明治時代の学校主要行事

運動会

日本の小学校に運動場が造られるようになるのは、「体操」が重視されだしてからである。明治三十三年（一九〇〇）体操が尋常小学校の必須科目にされ、その際、五年以内に「体操場」を設備するよう規定された。児童一人一坪（約三・三平方メートル）という基準であつた（『学校』ことはじ）。

したがつてこれ以前の運動会というのは今日のものとは異なり、「遠地への行進」を意味していた。同三十一年五月二十七日の『椒小学校沿革誌』は、「本校生徒ト三原尋常小学校生徒ト聯合シ、大岡山ニ運動会ヲ行フ、随行員助役芦原正純・学務委員富森堅助・小使神矢嘉三郎」と記し、心身鍛練を第一の目的とする文字通りの遠足を行なつている。「movement」「sports」が、ともに「運動」と訳されていたことからくる混同状態なのであろうが、それにしても付添の意味するものは何であつたのであろうか。

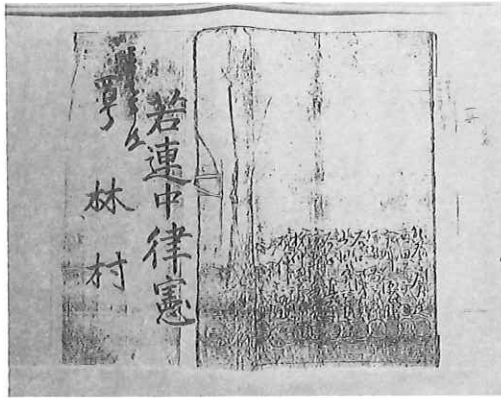
修学旅行

修学旅行も、運動会同様、近代日本の学校が創り出した独特の行事である。もちろん全国に鉄道網が作られる以前のことであり、もっぱら「徒歩旅行」であつた（『学校』ことはじ）。

『森本小学校沿革誌』明治三十二年（一八九九）三月十七日には、「本郡竹野村ノ内、須井村ニ死鯨漂着セルヲ以テ、全校生徒往復ニ堪フヘキモノ四十七人ヲ引率シテ、実地見物ノタメ修学旅行ヲナス」と記されている。

二泊三日の例に、『椒小学校沿革史』同年五月十二日の記録がある。

「本校生徒、三原尋常小学校生徒ト聯合シ、修学旅行ヲ施行ス、先ツ本郡三川山美伊神社ニ参拝シ、夫レヨリ



写221 林村若連中律憲 (林区蔵)

奥佐津村ヲ経テ口佐津村ノ上計村ニ一泊シ、明朝出立、香住村天王山ニ登リ八坂神社ニ参拝、□□落シノ險ヲ臨ミ、森ノ大乘寺ヲ拜見シ、夫ヨリ柴山港ニ着シ、漁舟ニ乗りテ上計村ニ帰り、浦上村ニ一泊シ帰途ニツキ、三原校ノ生徒ト須野谷口ニ別レ、本校生徒ハ絹畑ヲ踰シテ帰校ス、隨行員学務委員富森堅助」。

このような、軍隊の行軍にも似た旅行は、苦痛だけが多く決して楽しいものではなかったと思われるが、しかし、反面こうした苦勞を通して味わえる級友や師弟間の喜びも大きかったのではあるまいか。

(4) 青年夜学会の発足

青年会の 青年団は、もともと地縁的な集団であつて居住区を前身 中心に結成されたものであり、その起源は「若連中」

にある。明治三十四年(一九〇一)の「林村若連中律憲」によると、「若連中ハ林村居住ノ男子自二十五歳至二十八歳ヲ以テ組織シ、又絶対的ニ入会スル事ヲ要ス」とあり、その目的として「林村居住青年ノ徳性ヲ涵養シ、孝行・友悌・博愛・勤儉・謙讓・信実・義勇等、道徳ノ実践ヲ期シ旧慣ノ悪弊ヲ打破シ勸善懲惡本村ノ安寧ヲ保持シ幸福ヲ増進スル」とし、「青年ノ一団体ヲ組織シ、林村若連中ト称ス」としている。

それがやがて青年会となり、国家の意志をその結成目的の一部に加えるとともに、地区戸主会の下部組織として、水消防・氏神祭事

など地区の仕事や行事を分担するのである。

青年会

明治四十二年（一九〇九）の「東大谷区青年会々則」にそれをみる事ができる。

第一条 本青年会、東大谷村ノ住民ニシテ満十五歳以上満三十歳以下ノ男子ヲ以テ組織ス。

第二条 本会ハ、夜学若クバ他ノ方法ヲ以テ、共ニ知識ノ交換ヲ謀リ、而テ悪戯ノ矯正進デ軍人養成等ニ

俱々奨励スルヲ以テ目的トス。

第八条 本会員ハ、国家ノ義務ヲ重ンジ軍人ノ入営帰郷等ノ節、可レ成会員送迎ヲ爲スモノトス。

とあり、規約でみる限りこの会の事業は、修養をおもな内容とするものになっている。その重要なものが夜学会である。一般には青年会即夜学会と考えられていた。

町内で最初の開設は、竹野尋常高等小学校で、「明治四十一年十二月一日青年夜学ノ始業式ヲ举行ス」（『竹野小学校沿革史』）とある。

次いで椒小学校に、「明治四十二年青年会発会式ヲ本校ニテ挙ゲ」とあるが、いずれも内容の詳細は判らない。年代はすこし下るが、その詳述が『大森小学校沿革誌』にみえる。

大正八年七月二十七日、坂井校長末丁年ノ青年ヲ以テ一団ヲ組織シ、毎月一・十一・二十一ノ三日、午後二時ヨリ五時マデ三時間ツツ授業ヲ開始ス、当分ノ内学科ハ読方・綴方・算術トシ、時々修身・道徳ノ綱領ヲ授クルコトトセリ。

大正十二年九月、校下四部落処女補習教育ヲナス、科目ハ染色法並ニ実習裁縫ニシテ染色法及実習中ハ、中原校長、裁縫ハ坂井女教員担当ス、教育期間十日、毎日午後一時ヨリ五時マデ四時間ツツ、実習セル綿

糸ハ標本トシテ保存セリ。

この誌にみられるように、目的が義務教育の補習徹底にあり「読み・書き・そろばん」を中心として女子に裁縫など実技が補われた。つまり実践主義に徹したものであったが、何分年齢構成が十歳から二十五歳ぐらいまでで、小学校卒業者から中退・不就学者などを含み、学力差が大きく授業も容易ではなかったと推測される。

第五節 廻船から鉄道へ

(1) 鉄 道

山陰線の 明治時代は輸送の主力が船から鉄道へ転換していった時代でもある。鉄道敷設について『福知開 山鉄道管理局史』は次のように記述している。わが国で初めて鉄道が営業されたのは、明治五

年（一八七二）十月十四日（東京・横浜間）のことであった。同二十年（一八八七）五月私設鉄道条例公布後、京都近辺で鉄道敷設の気運が高まってきた。こうした折に、播但鉄道は同二十六年六月鉄道認可を得て、同二十八年（一八九五）四月十七日には飾磨・生野間が開通し、京都鉄道も同三十年（一八九七）二月十五日、二条・嵯峨間が開通をみ、同年十一月十六日に京都まで、同三十二年八月十五日には園部まで開通した。

また、阪鶴鉄道は同三十年（一八九七）十二月二十七日、川西池田・宝塚間が開通し、同三十二年七月十五日、福知山南にまで開通し、翌三十三年（一九〇〇）五月には阪鶴東海道線経由の直通列車を京都まで運転した。同三十五年（一九〇二）十一月一日には山陰線の発端である境港・御来屋間が開通するが、このころになると日露戦争の予兆のために舞鶴への鉄道敷設の速成化がはかられ、同三十七年（一九〇四）十一月三日、福知

山・東舞鶴間が開通し大阪への直通列車が運転された。

同三十九年三月三十一日鉄道国有法が公布され、十二月一日飾磨・和田山間を播但線と呼称した。同四十年四月一日鉄道庁米子出張所は現在の山陰本線香住・今市間の建設と営業区間の管理に当たり、香住駅を境とし、東西に二分して東側を山陰本線とし、福知山・香住間の建設は福知山建設事務所が担当し、西側を山陰西線として米子出張所が所管した。

東京に初めて列車が登場してから三十余年にして、山陰線の建設工事が本格的に着工されるようになった。その間には日清戦争・日露戦争を経験したが、こうした軍事政策上の必要性が交通網整備を促進したことをうかがうことができよう。

日露戦争の前後を除き、明治政府は全国ネットをめざし鋭意鉄道建設に取り組んでいるが、明治四十一年（一九〇八）七月一日、和田山・八鹿間が開通している。こうして山陰本線の建設が進むにつれ同四十二年（一九〇九）二月十日には豊岡機関庫が開設され、ここを拠点として建設列車が運転され、同年七月十日に八鹿・豊岡間、続いて九月五日には豊岡・城崎間が開通した。この年十月十二日、線路の名称を定め主要幹線を本線と呼ぶようになり、京都・園部間（のちに園部・綾部間が加わる）を京都線とし、福知山・出雲今市間を山陰線と呼んだ。同四十三年（一九一〇）八月二十五日、園部・綾部間が開通し、京都・新舞鶴間に直通列車を運転、翌年十月二十五日、福知山・和田山間が開通、そして同日、城崎・香住間が開通。同三十五年（一九〇二）十一月に、境・御来屋間、開業以来山陰線の建設工事は着実に進展し、同四十一年四月には鳥取まで、さらに同四十三年六月には岩美まで、そして同年十一月十日岩美・浜坂間が開通、同四十五年（一九一三）三月一日には香住・

浜坂間が開通し、ここに京都・出雲今市間が全通してこれを山陰本線と称するとともに、神崎（現・尼崎）・福知山間を福知山線、綾部・新舞鶴間を舞鶴線と称することになった。

竹野駅の 以上、山陰線敷設経過の推移をみてきたが、次に『日本鉄道請負業史』により、竹野町から城開 設 崎町へ通ずる芦谷隧道建設工事の概況をみてみよう。

芦谷隧道（一、八五九メートル）は、山陰本線中最大の隧道にして（工費五二万九千余円）明治四十年八月、東西両口より掘削に着手し（中略）、地質は東半分は花崗岩および玄武岩より成り、西半分は凡て粘板岩で掘削容易でなかったが、削岩機を使用するに至らず、全部手掘にて比較的良好の成績を挙げ得たのである。これは山態が仮坑穿掘に適していたこともその一因である。仮坑は縦横合して五カ所に設け、掘削と送風の便に供したのである。

明治四十一年、東西両口より切抜掘削と相俟って煉瓦石畳工事に着手し、明治四十三年八月、全部の工事を完了した。本工事中しばしば困難を感じた事は隧道上部に長い露流があり、これより浸透する湧水が多いことと、明治四十二年二月に地表の融雪により岩層に弛緩しかんをきたし、約九十立坪の岩石が崩落した事であるが、大体においては順当なる工程で進捗し、予定の期日通り起工以来三十六カ月にして完成することを得た。またこの隧道工事の材料は、東口に於ては湯島（城崎町）の峡谷に軽便線を布設し、西口は特に布設せる竹野浜よりの軽便馬車鉄道により運搬配給した。

さらに竹野町内にある四カ所の隧道のうち残る三カ所即ち、草飼地区から切浜地区間にある浜越隧道（一五六メートル）、切浜地区から浜須井地区間にあるオ一浜須井隧道（五二二メートル）、および浜須井地区・相谷

地区間のオ二浜須井隧道（一二三メートル）について次のように述べている。

この区間は、日本海に面し地勢急峻にして海岸は断崖絶壁をなし、道路は羊腸として徒歩困難なる有様にして（中略）、冬期に入れば積雪深く風波強く、外界との交通は全く杜絶する故、物資の供給材料の搬入には多大の不便があった。しかも此間、山岳重畳し比較的長い隧道が多く、谿谷を填めて築堤する箇所も多い。また街道や細流をまたぐために構築した橋台も相当数あり、鉄道工業合資会社の作業員等は難工にひとかたならず苦しんだのである。

建築材料の運搬について「山陰線建設概要」もこのあたりの事情を次のように述べている。

城崎・香住間は日本海に面し、山岳重畳峻崖絶壁の地にして、車馬の通行は全く不可能に属す故に、神戸その他より汽車便によりしものは、津居山港よりさらに船積をなし、線路沿岸なる竹野浜または柴山湾等に陸揚し、あるいは舞鶴または泉州方面より直に海路を前記海浜に運送せり、而して此処よりさらに舟の便にて各工場に配給したり。然れども毎年十一月より翌年三月に至る五カ月間は、海上常に風浪高く航行全く杜絶するを以て、其期間に要する材料は、全て夏期に於て隨所に運搬・集積し貯蔵しておき、工事に支障なからしむる等、最も苦心せし所なり。

これらの史料から、当時の工事の進捗は相当の苦心があったことをうかがい知ることができる。

なお、鉄道敷設で城崎駅から竹野駅を通過し隣村の相谷村までの道床には、竹野川の砂利を散布している。

明治三十九年（一九〇六）四月一日、和田山から着手した工事は同四十四年七月七日、香住までの区間の工事を終わり、同年十月二十五日竹野駅の開設をみた。